

議事日程（第４号）

平成２２年６月１１日（金）午後３時開議

１．出席議員は、次のとおりである。

１番 高橋道弘君	２番 高橋真一郎君	３番 鳴原利光君
４番 高橋道也君	５番 菅野清一君	６番 齋藤博美君
７番 昆久美子君	８番 菅野意美子君	９番 新関善三君
１０番 黒沢敏雄君	１１番 三浦浩一君	１２番 五十嵐謙吉君
１３番 石河清君	１４番 遠藤宗弘君	１５番 高野善兵衛君
１６番 佐藤喜三郎君		

２．欠席議員は、次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

４．職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

５．会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

議案第４３号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第２号 川俣町税条例の一部を改正する条例）

（質疑・討論・採決）

議案第４４号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第３号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例）

（質疑・討論・採決）

- 議案第 4 5 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 4 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(質疑・討論・採決)
- 議案第 4 6 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 5 号 平成 2 1 年度川俣町一般会計補正予算 (第 1 1 号))
(質疑・討論・採決)
- 議案第 4 7 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 6 号 平成 2 1 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)) (質疑・討論・採決)
- 議案第 4 8 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 7 号 平成 2 1 年度川俣町老人保健特別会計補正予算
(第 3 号)) (質疑・討論・採決)
- 議案第 4 9 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 8 号 平成 2 1 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号)) (質疑・討論・採決)
- 議案第 5 0 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度川俣町一般会計補正予算 (第 1 号) (質疑・討論・採決)
- 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・討論・採決)
- 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度川俣町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・討論・採決)

追加日程

- 発議第 2 号 E P T ・ F T A 推進路線の見直しを求める意見書
- 発議第 3 号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書
- 発議第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発行を求める意見書
- 発議第 5 号 「住居を失った離職者に対する総合支援策」の拡充に関わる意見書
- 発議第 6 号 「非核三原則」の早期法制化を求める意見書
- 発議第 7 号 議会改革等に関する調査特別委員会設置に関する決議
所管事務調査について

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後3時40分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは進めます。

日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 菅野清一君、6番議員 齋藤博美君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより常任委員長から請願・陳情の審査結果について報告を行います。

はじめに、総務文教常任委員長、報告願います。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（遠藤宗弘君） 総務文教常任委員から報告いたします。

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、6月10日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
2	保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書	継続審査	

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第2号「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は継続審査です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、産業建設常任委員長報告願います。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三浦浩一君） それでは、産業建設常任委員会の請願の審査結果を報告いたします。

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、6月10日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告をする。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
8	鶴沢字宮地区側溝改良整備に関する請願書	採択	
9	山木屋地内町道大洪・大松平山線整備改良に関する請願書	採択	
10	山木屋下平線町道延伸認定及び整備改良に関する請願書	採択	
11	EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願	採択	意見書提出
12	備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願	採択	意見書提出
13	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について	採択	意見書提出
14	「住居を失った離職者に対する総合支援策」の拡充に関わる意見書提出の請願について	採択	意見書提出

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第8号「鶴沢字宮地区側溝改良整備に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第8号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第9号「山木屋地内町道大洪・大松平山線整備改良に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第9号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第10号「山木屋下平線町道延伸認定及び整備改良に関

する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第10号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 請願第11号「EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第11号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 請願第12号「備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第12号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 請願第13号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第13号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 請願第14号「住居を失った離職者に対する総合支援策」の拡充に関わる意見書提出の請願について」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第14号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 次に、厚生常任委員長報告願います。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(菅野意美子君) 厚生常任委員会より陳情の審査結果を報告いたします。

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、6月7日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
1	「非核三原則」の法制化を求める議会決議・意見書採択の陳情	採択	意見書提出

以上です。

○議長(佐藤喜三郎君) 陳情第1号「「非核三原則」の法制化を求める議会決議・意見書採択の陳情」を採決いたします。

この陳情に対する厚生常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第3、議案第43号「専決処分の報告及びその承認について(専決第2号 川俣町税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第４，議案第４４号「専決処分の報告及びその承認について（専決第３号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第４４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第５，議案第４５号「専決処分の報告及びその承認について（専決第４号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第４５号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第６，議案第４６号「専決処分の報告及びその承認について（専決第５号 平成２１年度川俣町一般会計補正予算（第１１号））」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君） 何点かお聞きをいたしますが、まず、歳入ですけども１４ページなんですけど、不動産売払収入６件で４３９万円だということなんですけど、箇所、物件、金額についてお聞きをいたします。

それから、16ページで財政調整基金繰入金減額1億6,800万円ということ
で、残額が7億8,000万円になりましたというお話ですが、21年度中でこの
財調の繰入金、最高のときはなんぼだったのかお知らせを、予算額上ね。予算額上、
最高に繰り入れするというふうな金額のときはいくらだったのかお知らせをいただ
きたいと思います。

18ページに、財産管理費で自動車リース料74万8,000円、これリース料
だからたぶん年度当初に決まっているんだと思うんですけど、いつ確定したのか、
この74万8,000円余るということがですね、それをお聞きします。

それから34ページ、遠距離通学費補助金が115万6,000円減額になって
ますが、これも年度当初に子どもの数、川俣でうんと増になるわけではないので、
通学費の補助金ですから少なくとも去年の5月、6月には確定しているのではない
かと思うんですけど、確定時期と、これバスと自転車と両方出ているんだろうと思う
んですけど、遠距離通学費は。その内訳について件数と金額の内訳についてお聞き
をしておきます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 1番 高橋道弘議員のご質問の3点目でございますが、1
8ページの自動車リース料の確定はいつかというお質しでございますが、この予算
につきましては、総務課所管分といたしましての公用車、当初予算において3台見
込んでの計上ございました。うち1台につきましては、ハイブリッドカーを購入、
リースをするために予算してございましたが、リース契約の納車時期が遅れまして、
本年の2月となってしまうと、この時点においてやめると3月補正での減額
も対応が可能であったと認識がございますので、そのような点でご理解を賜りたい
と存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの16ページの町有地の売払いの内訳箇所、
失礼しました14ページの箇所と物件と金額でございますが、まず、小神鍛冶内地
内の水田、金額が16万974円、川俣ホーム敷地が272万円、池ノ入地内の宅
地が220万5,280円、同じく池ノ入地内の宅地で77万400円、川原田地
内の46の一部ということで112万5,000円、羽田烏合内地内ほか雑種地と
いうことで7万8,720円、西福沢の天神山の宅地で4万9,776円で合計71
1万150円であります。以上で答弁いたします。

失礼しました。ただいまの総額でした711万150円は総額でありました。た
だいまの総額から川俣ホームの敷地分を当初見ておりました272万円を控除して
いただいた残りの分でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 教育振興費の遠距離通学費補助金のご質問についま
して、ご答弁を申し上げます。

確定の時期は3月、特に1年生につきましては、冬期間、当初予定しておりまし

た自転車からバスに変更するというふうな変更もございます関係で、確かに6月には基本的な通学方法は確定いたしますが、確定見込みというふうになるのは3月でございましたので、今回の補正で減額をさせていただいたものでございます。また、バス並びに自転車の利用件数につきましては、まだ決算が済んでおりませんが、件数につきましては、ただいま手持ち資料数値持ち合わせておりませんので、調べ次第ご説明を申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの質問の16ページ、財政調整基金最高に繰り入れしたときの金額でございますが、3億6,217万1,000円であります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 再質問させていただきますけども、まず、町有地ですけども、これらの宅地とか水田とかいろいろあるだろうと思うんですが、これらの売払単価はどのようにして決定をして、売払いをしているのかお聞きをしたいと思います。

それから、前から何回も指摘しているんですが、財調の問題でありますけど、3億6,200万円を最高まで補正予算で議会で認めていただいて、最終的には700万円しか取り崩すことないんだと、こういうことなんですよね。これ当初補助金確定していないから財調見込んだとかなんか、それはいろいろあると思いますよ。しかし、その分財源が浮いたわけですよね。ですから、その財源浮いた分で、今、これだけ社会が不況で地域が困っているときに、あるいは多くの事業要望が各地区町政懇談会でもやられているいっぱいあるわけですよね。そういった中で財調残すことだけに努力しているようにしか思えないんですね。だから、今の経済危機に対応して、どういうふうにじゃやっていくのか、あるいは地域住民の要望にどういうふうにこたえるのかということについて、これだけ財源が余ったんだから、町長は何か考えなかったのかということをお聞きしたいと思います。やっぱりもっと前向きに財政出動するということについては、国であれ県であれ限られた財源の中で一生懸命やっているわけだから、町が計画したことを国が補てんをしてくれるようになったから、町の金持ち出さないで貯金するんだと、これだけでやっぱり本当の地域活性化には結びつかないと思うので、その辺の町長の考え方をお聞きをしたいなと思います。

それから、手持ちに資料がないのかということですが、例えば最初自転車の人がバスになったら二重補助するんですか。私の記憶では、バスはバスだし、自転車は自転車で補助金もらうわけだから、二重にはもらえないのではないかなと思うんですね。ですから、そんなに大幅に6月で確定したものが変わるわけではないのであって、そのほか私の所管委員会に属するところでも、若干さっき総務課長が言ったように3月補正で落とせるものがあるというふうに見えるんですけども、そういったことも含めて、やっぱり町長に財源として余ったものを出していかないと、その予算編成上ですよ、その財源がないというふうに考えれば事業はしなくなるし、せつ

かくやろうと思う事業もできなくなるわけでありますから、こういったものを専決まで持ってくる、そういったことについては私はちょっと事務執行者の怠慢ではないかと、こういうふうに思うので、その辺はどういうことなのか再度お聞きをしておきたいと思うことと、それからこの要綱、遠距離通学費補助金の要綱、最後に直したのはいつだかお聞きをしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

財調の運用については、いろいろと前にもご質問をいただいております。財調の運用については、今年度についての決算の状況の今、説明があったわけでありすけれども、それぞれ国の緊急経済対策、雇用対策に応じた臨時的な対応をしながらやってきたわけでありすけれども、おかげさまで事業は取り組めたわけでありす。更にこの基金につきましては、これからの財政運営については、やっぱり基金を持っていないと先行きがなんか厳しいんじゃないかと、そんな思いであります。ですから、今回の財政出動につきましては、この補正予算の対応の中で最大限しながら、まず、結果的にやったものについては、また財調に繰り戻しをしながら次年度のまたこの緊急対策なりを含めながら対応していきたいと、そんなふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。十分趣旨等については、我々も把握しながら対応しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 遠距離通学の再質問につきまして、答弁を申し上げます。

自転車通学で申込みをしております、冬期間のバス通学に変更した場合ということでございますが、補助の種類といたしましては、年間自転車通学の方法と年間バス通学の方法と年間を通して自転車、バスの併用型という 3 種類の補助の方法がございますので、冬期間バスを使い、夏の間は自転車を使うという場合には、両方の補助を出すことができることとなっております。また、補正の時期でございますが、議員のお質しの趣旨はよく理解いたすところでございます。今後、十分に内容並びに精査をいたしまして、適切に対応していきたいと思っております。また、遠距離通学補助金要綱の最後の修正時期でございますが、21 年の 3 月に改正をしております。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 14 ページの単価の設定基準につきましては、ただいま調査をしておりますので、分かり次第ご答弁申し上げたいと思いますので、よろしく願います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁ができるまで暫時休議します。

（午後 4 時 10 分）

◇
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

◇
（午後 4 時 19 分）

◇
○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの質問の町有地売却収入単価の設定基準について申し上げます。

まず、小神鍛冶内地内の水田につきましては、町の公共工事単価、東地内・西ノ内線の単価に基づいております。

続きまして、池ノ入地内の宅地 2 件ございましたけれども、これは町道館ノ山線の買収単価に基づいております。川原田地内と西福沢の天神山地内につきましては、県の公共用地の買収単価に基づいております。羽田の烏合内地内の雑種地につきましては、町の固定資産評価額に基づいております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 先ほどバス並びに自転車、バス、自転車併用型の件数のご質問でございましたが、実績の見込み件数といたしまして、バス通学 25 件、自転車通学 47 件、バスと自転車の併用通学 19 件の実績見込みとなります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） それでですね売払いですね、今、課長答弁したとおり、基準になるのがたぶんばらばらなんです。町が土地を貸したりする場合は要綱がありまして、その要綱に従ってやっているはずですよ、借地、借料を設定する場合は。ですから、別に揚げ足を取っているわけではなくて、町長よく聞いてもらいたいんだけど、時によっては実例売買があると、例えば国道、県道の工事やって実例売買があるとうんと高くなっちゃうんですね、簡単に言うと。実例売買がないと、逆に今度は安くなったりするわけですよ。ですから、一定のやっぱり一つの基準を作っていないと、その実例売買があるようなところは非常に高くついて買う方が不利益になったりですよ、ないところは逆に実勢単価より安く買ったりというような実例が出てくるとお思いますので、是非早急にやっぱり町民の皆さんが必要に応じて公共用地を取得するわけでありますから、やっぱり一定の基準というか、だれでも分かる統一した基準でもって財産の売却収入をした方がよろしいのではないかと、こう私は思っているんですが、町長の考えはいかがなものかと最後に質問しておきます。

あと財調の問題であります、後年度うんぬんかんぬんと必ず町長言うんだけど、それは適正な財調の金というのはどこに置くのかという町長自身の方針がないと、なんぼでも膨らんでいくわけですよ。そしたらば、もう 7 億 8,000 万円というのは固定資産税相当額よりはるかにオーバーしているわけですよ。1 年間で町税でもらうのが 11 億 6,000 万円なんだから、川俣町は。したら、11 億円超えても税金取るのかといたら、税金 1 年間取らなく立っていいという理屈になるじゃないですか。そして一方、川俣町全部の基金の金額でいたら、古川町長になっ

てからのが少ないわけだからね。高校は0になった、何は0になったと。だから、財調が膨らんでいるだけであって、目的基金の方はがたがた落ちているわけですよ。目的基金の方がいざだめになったときに、じゃどうするかというと、これから議論になるんでしょうが、国保の補てんをどうするか、一般会計から持ち出すかといったらば、みかけだけ町民に川俣町は大丈夫でないかみたいにおっしゃるわけじゃないですか。それでは、町の本当の財政の実態を示していないし、本当に余裕があるんだとすれば、もっときちっと町民に返すべきだと思うんだけど、この2点について町長の考え方を聞いておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

まず、1点目でありますけども、土地の売却収入関係でありますけども、質問のとおり議員もご存じのとおりでありますけども、売買する場合はそのとおりであります。また、ないところもございます。鑑定評価入れたりしますけども、非常にこれは高いわけですね。ですから、そういったものも含めながら、今、質問ありますように、その基準というものは町で課す場合の基準設けておりますけども、固定資産評価額のいくらだとか、そういったことについて作っておくことも私も大事だと思いますので、そういったことは検討していきたいと思います。評価、前もやったことあるんですけども、大変不動産鑑定が高くて実態に合わないと思うんです、鑑定料がですね。そのように考えていきますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、もう1点でありますけども、財調でありますけども、これはどこの市町村も財調問題については敏感になっております。財調の、あとは起債の借入金残高あるわけでありますけれども、そういったものについての指標の取り上げ方とかでいろいろ言われておりますので、町といたしましての私の考え方は、いわゆる運用するわけです、財調の方も。先に支払いが出てきます。工事を早くすれば40%ですか、それこそ払わなくちゃなりませんし、そういった面での中のやりくりがありますから、私は7億円ぐらいは動いているように聞いておりました。ですから、それぐらいの基金は持ってその運用も図っていく必要があると思っています。そんな中で事業の方で必要なものには、また、財調も取り崩してやっていく。そしてまた、決算見た場合には、それも繰り入れするというようなことで、安定した運用していくことが必要じゃないかなと思っています。ご質問のように、足りない時はもっともっと使ったらいいんじゃないかということについては、言われる意味は私も分かってはいるんですけども、具体的な財政運営の面での考え方としては、そのような考え方を持っておりますので、ご理解を賜りたいと思っています。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7、議案第47号「専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成21年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1点だけですが、私分らないので聞くんですけど、歳入の方で国保基金会計の繰入金で4,000万円増になっているんですね。歳出の方を見ると、軒並み保険給付費から始まって全部減額になって4,000万円減だと、トータルでなくてですね。なんで基金を取り崩すのかというと、国庫補助金とか一般会計繰入金とかが減ったから4,000万円基金取り崩しして譲渡するんだということになるんですけど、療養費とか高額療養費、これ若干減ってはいますけど、この支出金額よりもはるかに国庫負担金とか交付金とか共同事業交付金が減るというのは、どういうことなのか分かるように説明をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

はじめに、歳入の国庫負担金の減額でありますけども、主な減額の要因は、国保加入者のうち前期高齢者65歳～74歳の方、川俣の場合約1,500人いるんですけども、被保険者全体の約3分の1の比率になります。この比率が全国ベースの視野に占める割合でカウントされる比率の割落としによる減が主な要因ということで、いろいろ原因はあるんですけども、一番の要因は前期高齢者65歳～74歳の比率の割落としによる減が最大の要因であります。

それから、減額で大きいもので共同事業交付金3,062万7,000円あるんですけども、これにつきましては事業費の確定ということで、これ県内市町村国保間の保険料の平準化のためにレセプト1件当たり30万円を超えるものの8万円～80万円までの部分の100分の59が交付される見込みなんですけど、2億1,700万円程度で見ていたものが、最終的に事業費の確定で1億8,700万円ほどの交付になって3,000万円落ちたということになります。一番の今回の国保基金4,050万5,000円の繰り入れにつきまして、国庫の5,000万円の減と共同事業の3,000万円、約8,000万円減っていますので、歳出で医療給付費も減額にはなったんですけども、その減額分をカバーできなかったという最大の要因

でございます。以上で説明いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） もうちょっと分からないので聞くんですけど、じゃその5,300万円の国庫支出金は割落としなんだと、どういう割落としなのかよく分からないんですけど、制度改正かなにかあってうんと落ちてね予算を大幅割れしたのか、最初からその5,000万円という7分の1でしょ、3億6,200万円見込んでいたのが3億円になりましたということですから、かなりの大幅見込み違いということにならざるを得ないんだけど、これは制度改正か何かあって見込み違いが生じたものなのかどうかということが1点。

それから、次のページの安定化事業も実績なんだというんですけど、じゃ昨年に比べてはどうなのかということ。やっぱり見込み違いなんですか、予算作っていてね、ということ。

あと連動して保険安定基金繰入金は、これも事業確定で2,800万円一般会計から落とすということなんでしょうけども、なんか全体的にあまりにも落ち過ぎじゃないかと、こう思うんですね。だから、その原因が本当にどこにあるのか。制度改正があってそういうふうになっちゃったとかね。予算のちょっと予算見込んでいっぱい取り過ぎたんだとか、簡単に言うとどっちなんですか。予算の見込み違いなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

はじめの国庫支出金の5,000万円の減額につきましては、ご指摘のとおり一部制度改正に比率の割落としの反映部分が甘く計上された部分があったということで、現実に年明けて本年の2月2日に追加交付があったんです、3,200万円ほど。その後も追加交付があるのかなということで最終的に待っていたんですけども、最終的に予算額まで到達しなかったという理由があります。ということで、実績は3億6,200万円の予算に対して3億800万円ということで5,300万円の減で額としては大きいんですが、一部ご指摘のとおり、制度改正の見込みの把握が不十分だった点が挙げられます。一方、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業の交付金につきましては、あくまでも事業費の確定ということで、制度改正はございません。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そうしますと、その事業の確定だからしょうがないんだという話だけど、共同化事業の方はね。今回は基金があったから4,000万円取り崩してありましたで済みますよね。けども、前から説明しているとおり、来年度22年度以降はですよ、基金丸々ゼロなわけでしょ。こういう事態が今後生じた場合は、古川町長国保基金全部ゼロにしまったわけだから、充てるものがないから一般会計で充当するしかなくなっちゃうわけじゃないですか。そうしたらば、とんでもないことが生じてくると思うんですよね。ですから、そういった甘い予算の見積と

いうのは、今後どうやって実施をなさるのか、町長にお聞きしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

質問にありますように、また答弁申し上げましたが、制度改正についての見込みが少し甘かったということでございます。ただ、確定によるこの数字が出てきますので、これの会計については早め早めにその実態というものを把握しながら、国の方の動向も把握してやっていかないと、これからは厳しくなってくるなと思って見ております。というのは、いろいろと改正が出てきますので、その改正の都度、それに対応した予算の対応をしていくということが、私も基本だと思っております。そんなことで今年もこれから動いていくわけでありましてけれども、その審議の予算についても4半期ごとの見通しもしっかりとつかみながら、この財政基盤の安定化と医療給付に遺漏のないようにしていきたいと、そんなふうに思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8、議案第48号「専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 平成21年度川俣町老人保健特別会計補正予算（第3号））」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 9ページお聞きしますが、人間ドックの委託料かなこれ、長寿健康推進事業、減額200万円とこう載っているんですね。町長、今年度から国保の方の人間ドックとか健康診査を一生懸命やるんだと町政懇談会も全部の会場でお話ししてますけど、これ560万円の予算に対して200万円落とすことですから4割落としているということだね、全体的に。そうすると、もともと、あつ後期高齢かい、失礼しました。申し訳ないです。

○議長（佐藤喜三郎君） じゃ1番議員いいですか。

○1番（高橋道弘君） すみません、失礼しました。

○議長（佐藤喜三郎君）　じゃいいですか、この質問は。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第９，議案第４９号「専決処分の報告及びその承認について（専決第８号　平成２１年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号））」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君）　先ほどは失礼しました。９ページですけど、後期高齢なんで介護保険なんかとも関わりはあるんだろうと思うんですが、一生懸命委託医療だとか検診だとかとさっき言ったようにやるんですけど、なかなか上がらないじゃないですか。特に予算で言えば６割しか達成していないということですよね。ですから、上がらなかったから下げるんだではなくて、なんでこう達成率ができないのか、その辺の分析というのはどういうふうになさっているのか、それをお聞きしたいんです。何が原因でみんなここを受けないのか。

○議長（佐藤喜三郎君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君）　質問にお答えをいたします。

検診につきまして、当初は６５０人の予算で受診率２１．６％見込んで予算を計上したところでありますけども、最終的に５１６人の受診で１７．２％の受診率に落ち込んでおります。受診率につきましては、後期高齢につきましては、国保の特定検診につきましては義務ですけども、後期高齢につきましては努力目標ということで、努力事項ということで努めておるところですけども、医療機関に通院されている方とか、かかりつけのお医者さんから定期的に指導を受けている方は、検診の対象外にしているということもございますし、川俣町の町民性と言いますか、町民の方は総じて検診は受診率が悪い状況にございます。何で悪いかというと、端的に申し上げれば町民性かなというふうに思います。検診率は総じて会津の方部は高いんですけども、検診の受診率を上げるのに特段何か努力しているのかという情報交換しますと、特にやっていませんと。受診率を上げるのに方策をやっていない。そ

ういう町民性が確保されているんだということをよくお聞きします。町内的には医療機関も多いですので、高齢の方で75歳以上の方ですので、何らかの疾病の関係で通院されているとか、かかりつけのお医者さんの指導をいただいている方も多いのも理由に挙げられると思いますけども、一方ではそういった町民性もあるのではないかなというふうに思っておりますので、更に検診率の向上につきましては、国保加入者合わせて後期高齢の方につきましても啓発活動にも力を入れてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 町民性と言ってしまうと対策は取れないと思うんですね。ですから分母の問題もあるんだと思うんですよ、分母をなんぼに持ってくるかという問題ももちろんありますよね。今言うとおりの75歳以上だから、高齢だからどっかに通院しているんでしょう。だから、受けないんでしょうという。だから、分母減れば、受診率は高くなるんですね、分母減らせば。だから、町長一方で今年度予算で一生懸命特定検診やれやれといろいろやっているわけだけど、要はその分析しないで、単に予算付けたって上がるものではないですよ。だから、町民性でぶん投げないで、やっぱり本当に対象になる人はだれなのかということをやちゃんと調査をしてですよ、その人にどういう働きをしていくのかということをやらないと、この数字だって上がってこないでしょうし、本当に町民の健康は守れないと思うんですけど、その辺は町長きっちりあれですかここから読み取って何か考えはあるんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

今、課長の方から町民性という話もあったわけでありましてけれども、それぞれの地域の実情とかあるかと思いますが、ただ、私も今回の町政懇談会でいわゆる特定検診も含めた受診率の向上について、まずはやはり町として取り組めるもの、議会でもいろいろ議論いただいているわけでありまして、チャンスを増やそうということで、今回、医師会と話をして受診の回数、施設と言いますか、医療機関でも受けられる。そして、来年の2月28日まで期間は延長してやるということで、また、施設検診の場合も日曜日もあるんですよということで案内を既に出しているんですが、そのような改善策を取って、更にどうなのかということで、この内容の分析が大事だと思うんです。ですから、それをやりながらまた次年度の予算の中では対応する。町長あんなこと言ったけど、なんだい今年上がらないんでないかと言われなように私はやっていかなきゃならないと思って今おりますので、その分析も含めて今回は併せてやっていきたいなと思っています。途中の状況を2月28日までと言っておりますけども、途中の状況についても確認をしながら、じゃ、どうなのかということで分析をして対策、対応をして、とにかく目標に向かって半分以上は上げたいんだというような思いでありますので、今、お質のようなことは当然でありますので、今年度の事業の中にはそれらを十分に取り入れた中でやっ

ていきたいと思っています。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。今、保健福祉課長の方から受診率が上がらないのは町民性だということが、これはまあ、もちろんこれは議会の答弁の場での答弁ですから、町長の答弁だとして私は受け取らざるを得ないわけですが、こういう町当局として、この町民性だから受診率が上がらないんだという認識で取組んでいたのでは、これは人間ドック事業やなんかというのは、当然進まないんじゃないかと思うんですよ。ましてや今の発言の中でも聞かされているのに、医者から指導を受けている人は除外するんだみたいなことですね。人間ドックというのは見えないものを、疾病やなんかをどこで、そのドックやなんか検診やなんかでつかむというのが目的でしょ。足痛いからといって医者になんばかかっていたって、頭のことは指導はしないですよ。そんなことやったら保険が適用にならないわけですから。そういうものもきちんと見定めて受診率のアップというのを考えているのかどうか、この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えいたします。

町民性と言いますか、受診率の高い方部の住民の方につきましては、そういった住んでおられる町民の方は検診は受けるものだという感覚がある。一方、川俣においては、心配なときには病院に行くからとか、そういった感じで、ちょっと感覚的に異なる部分があるという理由が一番にあるのではないかというふうに分析しているところであります。それで、人間ドックではなくて、検診事業の100万円ほどの減額についての質問だったので、人間ドックにつきましては、人数の減で当初実績に対して6人だけの受診率に終わったということで、周知には努めているところなんですけども、なかなか受診される方がいないという現状です。広報紙なりいろんな機会を通じて周知には努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。（不規則発言あり）

担当する方の感覚的なとらえ方というふうにご理解を願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 議会の場であえて言わせていただきますが、議会の場の議案は、すべて町長が提案しているから、議会も本気になってやっているんですよ。だから、答弁も町長の答弁だとしてすべて受けているわけですよ、議会では。それが担当の感覚で答弁したんですということになれば、今までの議事録やなんかも担当の感覚での答弁と書き換えざるを得なくなっちゃうんじゃないですか。その辺の考え方の問題が、すべての議論に町当局と議会の討論の中で根本的にずれているところに大きな問題が生じるんだと思うんですよ。だから、この辺はやはり町当局としてきちんと正してもらわないと、今後、正常な議会運営はできなくなってしまうので、その辺の町長の考え方をお聞きをしたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

ただいま担当の方の話での答弁でありますけれども、議員お質しのとおり、ここで答弁するのは、町を代表した町長が答弁するわけでありますから、そういったことをしっかりと受け止めて、今後遺漏のないように対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は5時05分といたします。

（午後4時50分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後5時05分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10、議案第50号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

石河清君。

○13番（石河 清君） 13番の石河です。国保税については、改めて私の方から申し上げるまでもなく、今、長引く大不況の下で、特に町民の暮らしや福祉、大変になっております。毎年の決算を見ても明らかなように、1億円を超す滞納が出ておるわけであります。明らかに納めたくても納められない、これが実情ではないかなというふうに私は確信をしておるところでございます。そこで、当然私は一般会計

から3,000万円ぐらい繰り出せば、これは引き上げなくとも済むというふうに私は考えておりますけれども、当局でもその辺を当然検討がなされたというふうに、私は町民の暮らしや命を守る立場から、その辺についてどのような検討がなされたのか伺いをしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁いたします。

今般の国保税の改定につきましては、昨年と比較しまして10%を超す引き上げになったわけでありまして、基金も取り崩しをいたしましてゼロにいたしました。これについては、十分この間もずっと国保については、景気後退の中にあつて離職者も含めて国保の加入者が増えてくる、あるいはまた増えた中で横ばい状態だと。一方では医療費が大幅に伸びてきております。その中であつての国保財政の運営については、大変厳しいものがあるこの数年であります。そういった中であつて、基金を取り崩しながらなんとか安定化を図ってきたんでありますけれども、ここにきて基金は今回で全部終わったわけでありまして、この考え方につきましては、前にもこの議場でも議論していただいておりますけれども、引き上げに当たっては基金をもつての引き上げはどうなんだと、基金を取り崩しからじゃないかというふうな意見もいただいた経過もございます。そういった意味では、基金は月の3倍くらいの医療費の、それくらいは持っていたいという答弁をしてきたと思っております。ですから5,000万円であれば1億5,000万ぐらいは必要だろうというようなことでいたわけでありまして、しかし、それらもこの時代背景を考えれば、そんなことを言わないで取り崩しをして、極力引き上げはしないようにやっていくべきだというようなことを受けてやってきたことでもございます。したがいまして、大変厳しい中にありまして、今回は引き上げざるを得ない状況になったわけでありまして、しかし、これは今年じゃなくて、また次年度も続くわけでありまして、今年の医療費の状況がどうなるか、まだスタートしたところでございますので、全体的な把握には至っておりませんが、予想としては増えるだろうというようなことでの予算を組んだわけでありまして、極力引き上げをしないようにしよう。また、他会計からの繰り入れということについても検討はしたわけでありまして、今般、国保だけでまず22年度についてはやっていく考えになりました。この後、動向がどのように推移するかについては、また、議会の皆さん方とも十分協議をしたうえで対応していく考えの下に今回の予算編成をさせていただきましたので、去年と比較しますと、前にも説明申し上げてきたところでございますけれども、その所得割については、これは所得に応じてということで引き上げたわけでありまして、資産割等については据え置いたわけでありまして、また、均等割等についても据え置いてきて、世帯割については引き上げになったわけでありまして、いろいろその引き上げについても、その内容の検討もして、例えば資産割をなくしてしまうのかどうなのかということも含めてやってきましたし、しかし、この現状の制度は維持した中でやっていこうということでしたわけで、今回のような対応になったところでございます。

引き上げの幅等についてもいろいろと議論をした中で、今回、最終的にやむを得ない範囲内というようなことでやってきておりますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、今日、新聞では福島市が7割、5割というふうに出ておりました。川俣も既にやっております。やってなかったわけではありません。町は既に7割、5割、2割は取り組んできておりますので、この軽減対象についても十分それは制度の中で最大限の運用をしながら、この負担の軽減等についても対応することで取り組んではきておりますので、現制度における最大の使えるものと言いますか、運用できるものは運用した中でやってきておりました。十分ご審議いただきたいと思いますが、そのような趣旨でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 今、町長も話したとおり、1億円近い滞納が毎年あるわけですね。その1億円の滞納の内訳について私はお聞きをしたいんですが、今、お話あったとおり、例えば上限世帯というのは満杯払っている人は、これは世帯数ほとんどないでありますけど、普通に課税されている世帯での滞納なのか、7割減税になっている人、5割減税になっている、2割とこうあるわけですけど、それぞれの内訳、滞納額1億円のうちですよ、1億何百万円のうち、それがどのくらいの割合に分布されているのかということと、あと過日の審議でも明らかになったとおり、一般質問でも明らかなおと、差押え件数がいっぱいあるわけですね。その差押え件数の中でも、このいわゆる普通に課税されている人、7割、5割、2割の内訳について教えていただきたいと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

滞納世帯、あるいは滞納人数ですね、あるいは差押え件数における7割軽減、5割軽減、2割軽減の内訳とのご質問ではございますが、誠に恐縮でございますが、滞納件数、差押え件数の中で、その該当の方がどういう属性を持つのか、7割なのか5割なのか2割なのかという、申し訳ありません、その数字は持ち合わせておりませんので、正確なところはご容赦いただきたいと考えますが、概して申し上げれば、軽減対象でない方でも7割方でも、5割の方でも、2割の方でもやはり同じように納めてくださらない方は同じような割合でいらっしゃると思うんですよ。そんな感じはいたしております。感じですが、ただし。そういったことで、国保税の滞納件数、もっと言うと21年度の第8期の督促件数は407件なんです。407件、これを仮に7割軽減の世帯数の割合で申し上げますと、7割軽減が29.1%です。ということは118件ほどになります。5割軽減は7.4%、30件。2割軽減14.6%、59件。軽減対象外の方が48.9%、200件というふうな、いわゆるこのような分類で滞納の方々も、あるいはこのような中でのやはり一応に差押えというのをさせていただいておりますので、同じような率合いで差押えも行っているものと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君）　そうしますと、いつもこう総額で議論なさって、滞納が1億円あるとか、徴収率が低いとか議論になるんですけども、私は今般の条例改正をすると、過日、町民税務課長から説明あったとおり、いわゆる軽減対象外でなくて上限で該当しない人が月1万円程度上がりますよというシュミレーションのものがあつたと思うんですよね。そうしますと、今、課長が言ったとおり、督促件数の半分は対象外の世帯に行ってますよという、今、数字ですよ、48.9%ということですから。それが、今般の改正で年税で12万円以上上がるというふうになったときに、ますますこの軽減世帯でない世帯にどんどんと今の税のあり方でいえば、負担が集中していくわけでありまして、ですから、ますますこの軽減世帯でない人たちが負担が増えて、そして、なおかつ滞納も増えていくというふうな結論になると想像されるんですけど、その辺の対策といいますか、どのようにしてじゃそれを直していくのかというふうなことについて、何か今般の改正に当たって検討し、あるいはこの方針を議論したのかお聞きをしたいと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君）　町長。

○町長（古川道郎君）　1 番　高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

いわゆる滞納の内容ですね、今、質問にあったように7割、5割、2割世帯の方どうなのかということも含めて、納められない方の内容であります。昨日の質問でも答弁しているわけでありまして、世帯最大限面接をしながら資格証明書の交付も含めてやってきているわけでありまして、そういった世帯の中での川俣町の所得の低い、あるいはまたそんな中で資産があるから資産の方でもかかるというようなこともありまして、いろいろ検討を加えてきました。先ほど答弁しましたように、でも、現時点では現行の資産割、所得割、平等割、均等割という4つの中でやってきたわけでありまして、この滞納をやっぱり減らすことが大きな柱になってきますから、滞納の減らすことについても、これは収納の方でしっかりと力を入れていくことが必要だというような議論も何度もして、今回の改正にあたってきた経緯ではございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君）　町長ね、聞いたのは、そういうことではないんですよ。軽減世帯でない人が半分滞納督促していると町民税務課長言っているわけでしょう。今回の条例改正をしたらば、その人たちの負担が更にまた増えるんじゃないですか。町民税務課長の説明資料でも12万円増えますよというシュミレーションを示しているわけでしょう、全員協議会で。だから、今でさえ軽減世帯でないところが、今の税金でさえ、国保税でさえ全体の5割を占めているわけだから、その人たちに更にまた課税を増加したらば、もっと滞納が増えちゃうじゃないですか。そしたらば、その人たちはやっていけないし、町の国保財政もやっていけなくなるでしょう。そういうことは、だから検討なさったのかということを知っているんですよ。それで、最後の質問なんであれなんですけど、今年はこれでやるんだということなんですけど、今のやり方ではやっていけないというのは、町長自らが十分認識している

と思うんですよ、私は。だから、同僚議員が言ったように、一般会計から持ち出せという議論もあれば、そうではなくて資産割だ所得割だ平等割だ均等割だという、その税の取り方も検討し直すという必要性もあるんじゃないかという議論ももちろんあるわけです。だから、そこに対して、きちっとした町長としての考え方を述べないと、今年はいいべ、今年はいいべとやっていったらば、最後はやっていけなくなるんじゃないですか。そこのところの町長のきちっとした考え方をお聞きをしたいんですよ。抜本的に見直していくのか、軽減世帯でないところの世帯にどういうふうに負担をかけないで国保を健全に運営していくのか。そのためには税体系を変えなくちゃいけないでしょう。そこを抜本改正するのかどうか、そこをきっちりと答弁してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

抜本的な改正についても議論をしてきました。それは先ほど言ったように、課税の方式ですね、所得割、資産割、世帯割、均等割という、そういうものを応益応能についての見直しも検討すべきじゃないかという議論もしてまいりました。ということは、今言ったとおり所得がない、あるいは所得のある方といろいろあります。また、資産のある方、資産から今、なかなか価値の生む時代になくなってきております。そういったことを考えると、資産割をいつまでも課税対象として良いものかどうかということについても議論をしてまいりました。ですから今般、このようなことでの提案をしているわけでありまして、今後はそのような制度改正も含めて議論をしていかないと、この国保財政の健全な運営については支障を来すだろうというようなことで、当然考えを持っております。ですから、この後の23年度の国保については、今回の22年度のこの状況などの推移をしっかりと分析しながら、この制度の改正、改革等についても取組む必要が出てくるのではないかと、そんな思いではおります。そのときはまた、改めて審議会、そしてまた議会の方にも十分議論をいただいて、この制度改正に向けていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この国保会計、条例改正をするに当たっては、確かに町民の中でも相当の不安を抱えているんだろうなと思います。国保運営審議会の方に聞くと、いまだかつてないような長時間の議論がなされたというふうにも聞いていますし、それでね、それだけに、今、国保に対する住民の考え方、負担の割合というのは非常に高くなっているということだけは明確なんですよね。確かに民主党政権が、9,000億円国保に基金を入れるんだと言ったこともあるんですよね。ただ、これも空手形で48億円入ただけで終わってますね。だから、政府だって国保についてはなんかの手を打たなくちゃならないんだということだけは考えに立っているんですよ。だから、私は、根本的に悪いのは、政府の姿勢だと言っているんですが、ただ、川俣町で見た場合に、このままで推移するということについては、非常に大

変だという立場から、先ほどの議論でもあったように、わざわざ基金１億７，０００万円だか基金に繰り入れるだのなんだのという金があるわけですから、一般会計からの繰り入れなどについて、国保の担当者は財政やなんかとの話し合いやなんかはしたことがあるんですかという、この点について聞きたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

一般会計からの繰り入れについての質問でございますけれども、財政当局の方にはお願いしている点につきましては、現在、交付税で国保会計分として一般会計に入ってくる分として事務費、それから出産育児の一時金、国保安定事業の支援事業分、保険基盤安定制度に係る費用の４点あります。事務費の一部と国保財政安定支援事業分につきまして全額いただいていない点がございまして、当面、交付税算入額全額を繰り出していただくことで話はしております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○１４番（遠藤宗弘君） だから、私が聞いているのは、この値上げに対応するための値上げをしないで済むための財源措置として、一般会計からの繰り入れを求めたことはあるんですか、ないんですかということを知っているんです。それ以上のことは何も聞いていないです。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

ただいま答弁申し上げましたとおり、現在ではルールとして普通交付税で一般会計に算入されている額ということで話をしているのみでございます。一方、国保基金につきまして、税負担軽減対策のために２，３４５万４，０００円の２１年度末現在高から２，００６万１，０００円を充てるということで、国保の基金で今回の税負担対策は対応したところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

遠藤宗弘君。

○１４番（遠藤宗弘君） １４番 遠藤です。この国保条例改正というのは、全くいまだかつてない町民負担を増やすという中身にならざるを得ないんで、今、担当者に聞いても、この負担を減らすために一般会計から、いろんな形はありますよ。でも、住民の暮らしを守るために３，０００万円なり何なりの金を入れれば、これ現状のままで値上げしないで済むはずなんですよ。国保の負担がどれほど大変かということは、本来、担当部局ではつかんでいなければならないんですが、実態としては昨日の一般質問やなんかを通じても明らかなように、単に事務的な処理できり住民の暮らしをとらえていないということが全く明らかになっちゃったんですよ。督

促は文書で出してますよと。結局、生活の実態に即した対応が打たれなければ、どんなことをしたってこの滞納解決などというものには生じてこないと思うんですね。そういうことがやっぱり明らかになってきた中で、このような大幅な負担というのは、住民の暮らしを守るうえでは大変なことになってくると思いますので、私はこの値上げには反対いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤喜三郎君） 着席願います。

起立多数です。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11，議案第51号「平成22年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第12，議案第52号「平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第13, 議案第53号「平成22年度川俣町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 次に、議事日程についておはかりいたします。

発議6件、その他1件を本日の日程に追加し議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

したがって、発議6件、その他1件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 追加日程第1, 発議第2号「EPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(高橋清美君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(佐藤喜三郎君) ここで提出者の説明を求めます。三浦浩一君。

○11番(三浦浩一君) EPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成22年6月11日

提出者 川俣町議会議員 三浦浩一

賛成者 川俣町 同 遠藤宗弘

〃 同 菅野意美子

E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める意見書

F A O（国連食糧農業機構）は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、農水省も、「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析している。（「2018年における食糧需給見通し」09.1.16）。

こうした事態は、これまでの自由貿易万能論のゆきづまりを示すとともに、今日の深刻な世界の食糧問題を解決するためには、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食糧自給率を向上させることの重要性を示している。そして、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたW T O 農業協定路線やW T O 路線を前提にした2国間・地域間の協定であるE P A ・ F T A 路線の見直しを強く求めている。

日本では自公政権が「E P A 戦略」を打ち出し、メキシコ、タイ、フィリピンなどとの協定を発効させ、オーストラリア等との交渉を行ってきた。前鳩山政権は、日豪W P A 交渉を継続するとともに、中断している日韓F T A 交渉の再開に動き、さらに、日中韓F T A に向けた国家レベルによる研究を開始している。昨年末に閣議決定した「新成長戦略」では、2020年を目標にA P E C（アジア太平洋経済協力会議）の枠組みを活用したアジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）」を構築することを打ち出すに至っている。

A P E C には太平洋に面するアメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、韓国、ロシア、東南アジア諸国など、世界の主要な農産物輸出国を含む21か国が加入しており、仮に、この枠組みで自由化が実施されれば日本の農業は壊滅的危機に直面することは明らかである。

政府は「農業に影響を与えないF T A 交渉」を強調しているが、農産物輸出国のねらいは農産物関税の撤廃にあり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことは避けられない。

こうした輸入自由化路線は、国内の農産物価格の暴落を引き起こし、現在、政府が推進している「戸別所得補償」の政策効果を台なしにし、制度そのものを破壊させかねない。

いま、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧問題に正面から向き合い、40%程度にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことである。

以上の主旨から、下記事項の実行を求める。

記

1. W T O 農業協定路線の見直しを行うこと。
2. E P A ・ F T A 推進路線を見直すとともに、日豪交渉を中止し、「アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）」による農産物の関税撤廃を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月11日

衆議院議長 横路孝弘 様
参議院議長 江田五月 様
内閣総理大臣 菅 直人 様
農林水産大臣 山田正彦 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第2、発議第3号「備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書

「米戸別所得補償モデル事業」や「水田利活用自給力向上事業」の受付が4月から始まり、事業が動き出した。

「米戸別所得補償モデル事業」に参加する農家にとっても、参加しない農家にとっても、最大の懸念は、米価の下落に歯止めがかかっていないことである。

特に、政府が2月に、16万トンの備蓄米買い入れを実施したにもかかわらず、米価はさらに下落していることは重大である。私たちは、米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは、「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものと考えている。それは、今日の過剰感のある米の需給状況のままでは「米戸別所得補償モデル事業」が、さらに米価を下落させる引き金となる可能性を否定できないからである。米価が下落すれば、制度上、更なる財源の投入は避けられなくなる。

したがって、「米戸別所得補償モデル事業」の円滑な運営にとっても、米の再生産や食料自給率を向上させるためにも、下落した米価を回復させ、価格の安定をはかることは緊急の課題である。

今、市場で問題視されているのはせいぜい３０万トン程度の過剰であるが、もし、現状を放置すれば秋には過剰が雪だるま式に広がり、米価下落は「底なし」の状態になりかねない。今、ただちに対策をとることが強く求められている。

政府は、今回の買い入れによって国産米による１００万トンの備蓄を満たしたとしているが、その中身は、０５年産など、主食には不向きな３０万トン程度の米が含まれており、これらを主食以外の用途に振り向ければ３０万トンの買い入れは充分可能である。

以上の主旨から、下記事項の速やかな実行を求める。

記

- １．０８年産を含む３０万トン相当の備蓄米を適正な価格で買い入れること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年６月１１日

衆議院議長 横路孝弘 様

参議院議長 江田五月 様

内閣総理大臣 菅 直人 様

農林水産大臣 山田正彦 様

福島県伊達郡川俣町議会

- 議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第３，発議第４号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

- 議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

- 議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。三浦浩一君。

- １１番（三浦浩一君） 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

福島県最低賃金は、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの

勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で31位と低位となっている。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえず、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

1. 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
2. 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月11日

内閣総理大臣 菅 直人 様

厚生労働大臣 長妻 昭 様

福島労働局長 絹谷國雄 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第4，発議第5号「住居を失った離職者に対する総合支援策」の拡充に関わる意見書を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 提出者の説明を求めます。三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 「住居を失った離職者に対する総合支援策」の拡充に関わる意見書

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行

われた。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は、平成21年10月から実施されているが、「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「就職安定資金融資」はハローワーク、「生活福祉資金」は社会福祉協議会がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念される。

このような状況を改善するためにも、早急に法制化を行うことが必要である。

よって、次の事項について強く要望する。

記

1. 「住居を失った離職者に対する総合支援策」事業を、迅速かつ円滑に実施されるよう早急に法制化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月11日

衆議院議長 横路孝弘 様

参議院議長 江田五月 様

総務大臣 原口一博 様

財務大臣 野田佳彦 様

厚生労働大臣 長妻 昭 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第5，発議第6号「「非核三原則」の早期法制化を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 「非核三原則」の早期法制化を求める意見書

広島・長崎の原爆被害から65年が経った。「ふたたび被爆者をつくるな」とい

う原爆被害者の悲痛な願いを踏まえて、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできた。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めている。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が、「核兵器のない世界」を追求していくことを明言した。今こそ日本は、核戦争の唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けた主導的な役割を果たすべきである。

そのためにも、「非核三原則」を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早期に図ることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると思う。

よって、国会及び政府においては、被爆国日本として、世界の諸国、諸国民から懸けられている期待の大きさを踏まえ、「非核三原則」の法制化を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月11日

衆議院議長 横路孝弘 様

参議院議長 江田五月 様

内閣総理大臣 菅 直人 様

総務大臣 原口一博 様

財務大臣 野田佳彦 様

厚生労働大臣 長妻 昭 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第6、発議第7号「議会改革等に関する調査特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

- 議長（佐藤喜三郎君）　ここで提出者の説明を求めます。遠藤宗弘君。
- 14番（遠藤宗弘君）　議会改革等に関する調査特別委員会設置に関する決議
次のとおり議会改革等に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称

議会改革等に関する調査特別委員会

2. 設置の根拠

地方自治法第110条及び川俣町議会委員会条例第4条

3. 目的

委員会条例等の見直し調査

議員定数及び報酬等に関する調査

4. 委員の定数

議会運営委員、副議長、総務文教常任委員会1名、産業建設常任委員会1名、
厚生常任委員会1名の10名

5. 期間

閉会中、平成22年12月議会定例会まで

以上でございます。

- 議長（佐藤喜三郎君）　これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君）　討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君）　ここで暫時休議いたします。

これから各常任委員会を開催していただき、特別委員会の委員について選任して
いただきたいと思います。

（午後5時56分）

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君）　再開いたします。

（午後6時07分）

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君）　それでは、各常任委員会での選任結果について報告いたします。

総務文教常任委員会から2番議員 高橋真一郎君、産業建設常任委員会から1番議員 高橋道弘君、厚生常任委員会から4番議員 高橋道也君。

おはかりいたします。

特別委員会の委員について、以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会改革等に関する調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) ここで暫時休議いたします。

それでは、ここで委員長及び副委員長を互選していただきたいと思いますので、ただいま選ばれた委員の皆さんは、議員控え室にお集まりください。

(午後6時09分)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 再開いたします。

(午後6時15分)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) それでは、互選の結果について報告いたします。

委員長に高野善兵衛君。副委員長に石河清君。

以上のように互選されましたので、報告いたします。

以上で特別委員会関係は終わります。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 次に、追加日程第7、所管事務調査について、議会事務局長。

○議会事務局長(高橋清美君) 別紙報告書を朗読した。

○議長(佐藤喜三郎君) ただいま朗読のとおり、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

おはかりいたします。

所管事務調査については、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長から通知のとおり実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長から通知のとおり、実施されるように決定いたしました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(佐藤喜三郎君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期5日間にわたり慎重に審議いただき、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成２２年第４回川俣町議会定例会を閉会いたします。どう
もご苦労さまでした。

(午後６時１９分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

議報告第 2 号 例月出納検査の結果報告について

報告第 3 号 寄付採納報告

報告第 4 号 平成 21 年度川俣町繰越明許費の繰り越しの報告について

報告第 5 号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について

議案第 43 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 2 号 川俣町税条例の一部を改正する条例)

議案第 44 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 3 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例)

議案第 45 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 4 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第 46 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 5 号 平成 21 年度川俣町一般会計補正予算 (第 11 号))

議案第 47 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 6 号 平成 21 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号))

議案第 48 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 7 号 平成 21 年度川俣町老人保健特別会計補正予算
(第 3 号))

議案第 49 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 8 号 平成 21 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号))

議案第 50 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 51 号 平成 22 年度川俣町一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第 52 号 平成 22 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 53 号 平成 22 年度川俣町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 54 号 おじま自然体験館改修工事請負契約締結について

発議第 2 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める意見書

発議第 3 号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書

発議第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

発議第 5 号 「住居を失った離職者に対する総合支援策」の拡充に関わる意見書

発議第 6 号 「非核三原則」の早期法制化を求める意見書

発議第 7 号 議会改革等に関する調査特別委員会設置に関する決議

所管事務調査について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 菅 野 清 一

同 署名議員 齋 藤 博 美